## 介護員養成研修に関する関係法令

1 介護保険法 第8条第2項

この法律において「訪問介護」とは、要介護者であって、居宅(軽費老人ホー有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設における居室を含む。)において介護を受けるもの(以下「居宅要介護者」という。)について、その者の居宅において介護福祉士**その他政令で定める者**により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの(定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。)をいう。

2 介護保険法施行令 第3条

法第8条第2項の**政令で定める者**は、次に掲げる者とする。ただし、訪問介護項に規定する訪問介護をいう。以下、この条において同じ。)に係る共生型居宅サービス(法第72条の2第1項の申請に係る第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。)以外の訪問介護については、第1号に掲げる者とする。

- 1 次のイ又は口に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該イ又は口に定める者から当該研修を終了した旨の証明書の交付を受けた者(以下この条において「養成研修修了者」という。)
  - イ 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事
  - ロ 都道府県知事が指定する者(以下この条において「介護員養成研修事業者」 という。)の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして 都道府県知事の指定を受けたもの(以下この条において「介護員養成研修」と いう。) 当該介護員養成研修事業者
- 3 介護保険法施行規則 第22条の23

令第3条第1項第1号イ及び口に掲げる研修(以下この条から第23条の29までにおいて「研修」という。)の課程は,**介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程**とする。

- 2 研修の内容は、厚生労働大臣が定める基準以上とする。
- 4 介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準 (平成18年厚生労働省告示第184号)

<略>